

2. 平成9年12月時点の内容からの改定点

(1) 主要な改定点

ア 一般原則の見直し

(7) 用語の意義

従来の職業の定義「個人が継続的に行い、かつ、収入を伴う仕事をいう。」を見直すとともに、仕事及び報酬の定義を追加した。

- a 仕事とは、一人の人が遂行するひとまとまりの任務や作業をいう。
- b 報酬とは、賃金、給料、利潤（個人業主）、その他名目のいかんを問わず、労働への対価として給されたものをいう。
- c 職業とは、個人が行う仕事で、報酬を伴うか又は報酬を目的とするものをいう。

(4) 分類の適用原則及び分類項目の設定原則

職業分類が、個人の就業形態及び仕事の期間や継続性とは独立したものであることなどを明示した。

- a 職業分類は、仕事を分類すると同時に人に対してその仕事を通じて適用し、職業別の統計表章に用いられる。
- b 職業分類の分類項目は、勤務する事業所の産業分類、個人の就業形態及び仕事の期間や継続性とは独立に設けられる。

(5) 職業の決定方法

複数の分類項目に該当する仕事に従事しているものの職業の決定方法について、従来の手順を見直した。

- a 二つ以上の勤務先で、異なる分類項目に該当する二つ以上の仕事に従事している場合は、報酬の最も多い分類項目により、これにより難しい場合は、就業時間の最も長い分類項目による。
- b 一つの勤務先で、二つ以上の分類項目に該当する仕事に従事している場合は、就業時間の最も長い分類項目とし、これにより難しい場合で、一つの大分類内又は中分類内の複数の分類項目に該当する場合は、生産の過程のうち主要な段階又は最終の段階に該当する分類項目とする。

イ 分類表の改定

分類表の改定に当たっては、次の観点を考慮した。

- ① 産業分類又は商品分類的な視点からの独立
 - ② 社会経済情勢の変化への対応
 - ③ 国際標準職業分類（ISCO）等国際的な分類との比較可能性の向上
- このうち、②及び③は全分野についての改定の視点であり、過去の改定にお

いても意識されてきたものである。

今回の改定においては、特に、生産工程作業に従事する人や技術者の分類に関して、「① 産業分類又は商品分類的な視点からの独立」を意識して項目を設定した。

従来分類では、主に人が従事している産業や生産活動の結果作り出される製品別に職業を設定していた。これは、職業を区分するメルクマールを、主に製品を開発したり製造したりするのに要する技術・知識の内容として、産業や製品の区分と職業の区分が対応するものとしていたことによるものである。しかし、産業の発展に伴って、技術は高度化、専門化し、生産工程も複雑化、分業化が進み、同一製品であっても、要求される技術分野は細分化されるとともに、製造する工程が複数の段階に分化した。この結果、従来、職業を区分するメルクマールとしていた製品を製造する技術・知識という視点だけでは、職業としての等質性が失われるようになってきたことから、新たな視点での分類体系の設定が必要となってきたところである。

以下では、今回の改定の具体的な内容について、平成9年12月時点の分類表（旧分類）からの大きな変更点について説明する。

(7) 大分類項目の見直し

- a 旧大分類の「運輸・通信従事者」を廃止、「生産工程・労務作業」の亜大分類を再編し、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」、「建設・採掘従事者」、「運搬・清掃・包装等従事者」を新設した。
- b 国際標準職業分類に倣い、専門的・技術的職業従事者と管理的職業従事者の配列順を入れ替えた。
- c 管理的職業従事者の定義を見直し、従来の「専ら…経営管理に従事するもの」から、他の大分類の定義とのバランスを考慮して「専ら」の文言を削除した。この結果、管理的な仕事と現場の仕事の両方を行っている人の職業の決定は、他の大分類と同様、それぞれの仕事の就業時間の長短によることになった。
- d 大分類名称について、統一を図る観点から、「作業員」と「従事者」が混在していた表現を「従事者」に統一した。

(4) 中・小分類項目の主な見直し

全般的な見直しを行ったが、特に、産業分類又は商品分類的な視点からの独立を意識して大きく変更したのは次の分野である。

a 「B 専門的・技術的職業従事者」

産業分野別の視点から設定されていた旧中分類の「機械・電気技術者」及び「鉱工業技術者（機械・電気技術者を除く）」を統合し、これらの技

術者が扱う製品の製造に関する技術分野別に「製造技術者（開発）」及び「製造技術者（開発を除く）」を新設した。

b 「H 生産工程従事者」

旧分類では、生産工程に従事するものの分類について、大分類「I 生産工程・労務作業員」の中の、亜大分類「I-1 製造・制作作業員」の中・小分類において、主に生産活動の結果作り出される製品別に職業を設定していた。

【旧分類の例】

- I 生産工程・労務作業員
 - I-1 製造・制作作業員
 - 51 金属材料製造作業員
 - 511 製鉄・製鋼作業員
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・
 - 52 化学製品製造作業員
 - 521 基礎的化學製品製造作業員
 - ・
 - ・
 - ・
 - I-2 定置機関運転・建設機械運転・電気作業員
 - I-3 採掘・建設・労務作業員

今回の改定では、職業分類を産業分類又は商品分類と独立させる観点からも、各種製品を製造する生産工程から、横断的に共通部分として考えられる「製造・加工」、「組立」、「整備・修理」、「検査」の4つの部分に区別した。

更に、作業形態に着目し「主に自動化された装置・プラントなどの生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなどの自動化された生産設備を操作する仕事」と「道具や機械器具などを用いて直接、製品の製造・加工処理を行う仕事」に区別した。

また、旧分類の中・小分類である「従事する産業又は仕事の対象である製品」は小分類とし、これらを生産工程別、製品グループ別及び作業形態別に集約し、次のように分類して、新たな中分類として設定した。

			作 業 形 態	
			主に機械設備の制御・監視 (間接処理)	主に道具等を用いた製造・加工処理 (直接処理)
生 産 工 程	製造 加工	金属製品	中分類 49 「生産設備制御・監視 従事者(金属製品)」	中分類 52 「製品製造・加工処理 従事者(金属製品)」
		金属製品以外	中分類 50 「生産設備制御・監視 従事者(金属製品を除く)」	中分類 53 「製品製造・加工処理 従事者(金属製品を除く)」
	組立	機械	中分類 51 「機械組立設備制御・ 監視従事者」	中分類 54 「機械組立従事者」
	整備・修理		中分類 55 「機械整備・修理従事者」	
	検査	金属製品	中分類 56 「製品検査従事者(金属製品)」	
		金属製品以外	中分類 57 「製品検査従事者(金属製品を除く)」	
		機械	中分類 58 「機械検査従事者」	
	そ の 他			中分類 59 「生産関連・生産類似作業従事者」